

記帳センター瓦版 第16号

発行 平成 21 年 10 月 16 日

新型インフルエンザの全国的な流行が始まりそうです。予防をするには小まめに手洗いをする、人の多い場所にはできるだけ行かない。かかったらマスクをして周りにうつさないように心がけましょう。



所得税と消費税の誤りやすいポイント

問1 パン屋さんが自宅（家庭）で食べた自家消費分を売り上げに計上する場合

回答 棚卸資産を自家消費した場合や贈与した場合には、原則として販売価格を収入に計上しなければなりません。ただし仕入価格を収入金額として計上している場合には、その処理でも差し支えありません。もっとも仕入価格が販売価格の7割を下回っているときは、販売価格の7割以上の金額で記帳する必要があります

問2 大工さんが自宅を建てた場合自家消費として売り上げに計上する場合

回答 大工さんが自己又は扶養親族に提供した役務については自家消費と同様に考える必要はなく、したがってその分を収入金額に計上する必要はありません。その際、仮に大工さんが自宅を建設する場合など材料を一括して必要経費に算入している場合には、自宅にかかる材料費相当額を収入金額に計上する必要があります。尚、消費税においても棚卸資産等についての自家消費（消費税では「家事消費または家事使用」という）は、みなし課税とされ、課税の対象となりますので注意が必要です。

代行事業訪問シリーズ

今回は、小笠原の望月自工さんを訪問しました。（内田）

昭和 38 年 9 月に自動車修理業を開業しました。修理、車検、点検、など、お客さんは南アルプス市近隣と、甲府市、北杜市など、固定のお客さんです。事業主さんと奥さんと息子さんの3人で営業しています。サービス業なので、お客さんが満足するよう、親切・丁寧に修理させていただきます。



音楽一家で、コンサートを開催、カラオケ大会、音楽愛好会にも参加し、又、犬のフィールドトライアルで全国大会などに参加するなど趣味の多い明るい家族です。

発行：南アルプス市商工会 記帳センター
電話 284-3054 FAX 284-3258